

補助・保佐・後見制度の概要について

法定後見制度				
		補助	保佐	後見
対象となる人		認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分で、重要な財産管理などを一人ですることが不安な方、日常生活にある程度支援が必要な方	判断能力が著しく不十分で、日常の買い物などは一人でできるが、重要な財産の管理処分などは難しい方、日常生活のかなりの部分で支援が必要な方	常に判断能力を欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方、日常生活に常に支援が必要な方
鑑定の必要性		原則、診断書でよい	原則、必要	
家庭裁判所に申立てできる人		本人、配偶者、四親等内の親族（右ページの図を参照のこと）、市区町村長、任意後見人など		
審判開始の要件（本人の同意）		必要	不要	
同意権・取消権	取消が可能となる行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為（民法13条1項に定める行為の一部）	民法13条1項に定める行為	すべての法律行為
	本人の同意	必要	不要	
代理権	範囲	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為		すべての法律行為
	本人の同意	必要	不要	
職務の内容		・本人の生活、療養看護に関する事務 ・財産に関する事務 （同意権・取消権、代理権の範囲内）		・本人の生活、療養看護に関する事務 ・財産に関する事務
受任者の責務		本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮する		
制度を利用した場合の資格などの制限		—	—	印鑑登録の抹消

重要な法律行為（民法13条1項）は以下の通り
 ①元本の領収・利用 ②借財・保証 ③不動産等の重要な財産の権利の得喪
 ④訴訟行為 ⑤贈与・和解・仲裁合意 ⑥相続の承認・放棄・遺産分割
 ⑦贈与・遺贈の拒絶等 ⑧新築・改築・増築・大修繕 ⑨一定期間を超える賃貸借

同意権・取消権
 ●成年後見人は、本人のした行為について取消権があります。ただし、日常生活に関する行為は取り消すことができません。
 ●本人が保佐人や補助人の同意を要する行為について同意を得ないでした場合は、本人も保佐人・補助人も取り消すことができます。ただし、日常生活に関する行為は取り消すことができません。

代理権
 ●成年後見人などは、付与された代理権の範囲で、本人に代わって契約などの法律行為をします。

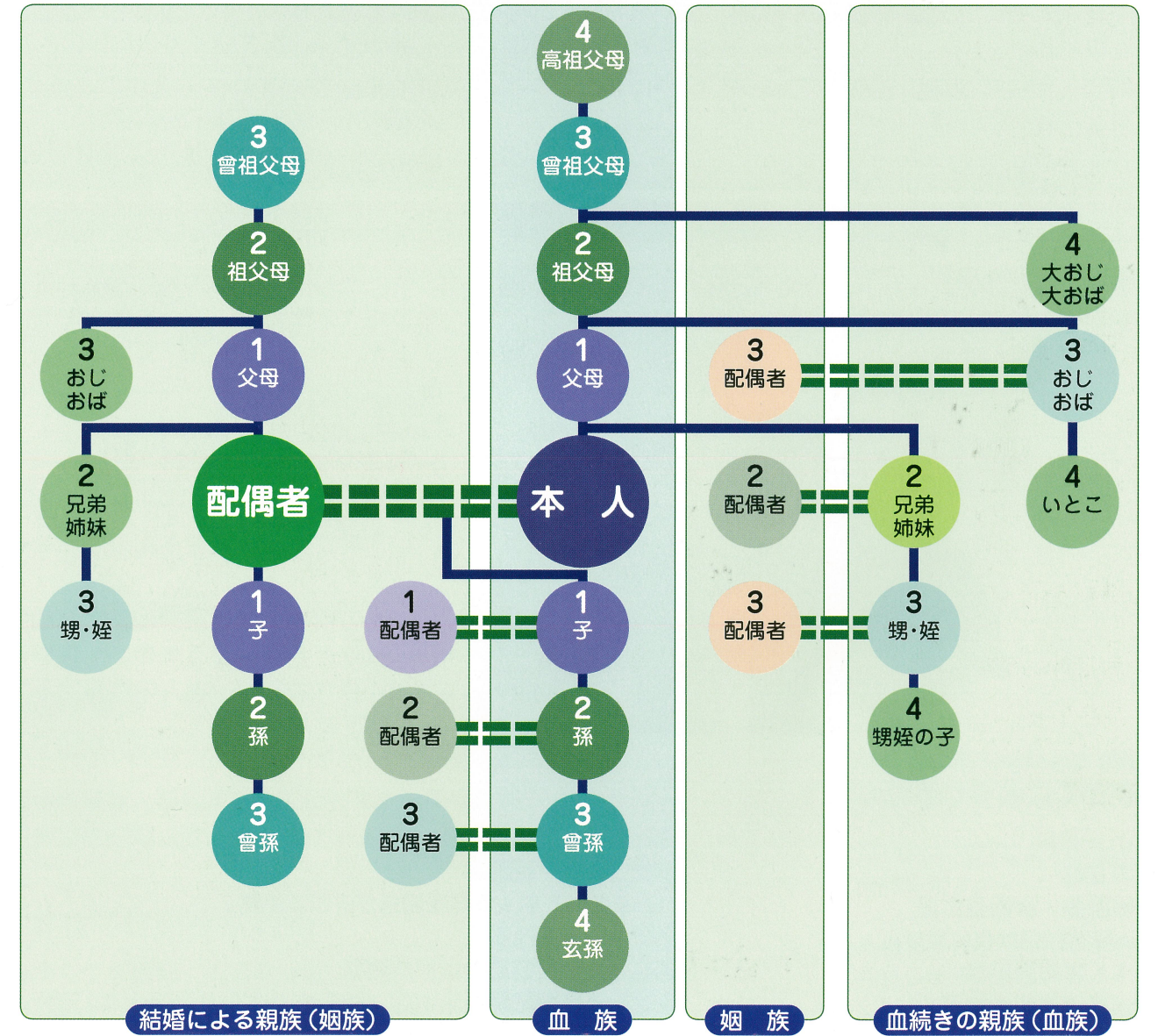
申立てができる親族と申立権者



四親等内の親族図

法定後見の申立てができるのは

- ・本人、配偶者、四親等内の親族（下図）
- ・成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等
- ・市区町村長、検察官 など



親族の範囲（民法725条）
 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族

※数字は親等数を表しています。